

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正することについて

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を別紙のと
おり改正するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、その継続的な活動の維持を図ることを目的として、報酬及び費用弁償の額を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

消防団員には、別表第1に定める報酬を支給する。

第13条第1項中「従事した場合には、費用弁償として1回につき2,600円」を「従事したときは、費用弁償として別表第2に定める出動手当」に改め、同条第2項中「その出張について」を削り、「別表」を「別表第3」に改める。

別表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第12条関係）

区分	報酬額（年額）
団長	130,500円
副団長	99,500円
分団長	72,000円
副分団長	58,000円
部長	52,500円
班長	43,500円
団員	42,500円
機関員	11,500円

別表第2（第13条関係）

区分	出動手当額（1回につき）
水火災その他の災害	2,700円
警戒、訓練等	2,600円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（次項において「施行日」という。）から

施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条第1項の規定は、施行日以後に出動した職務の出動手当について適用し、施行日前に出動した職務の出動手当については、なお従前の例による。

議案第22号 秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>消防団員には、別表第1に定める報酬を支給する。</u></p> <p>2-5 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に<u>従事したときは、費用弁償として別表第2に定める出動手当を支給する。</u></p> <p>2 消防団員が公務のために出張したときは、費用弁償として<u>別表第3</u>に定める旅費を支給する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>消防団員には、次により報酬を支給する。</u></p> <p><u>団長 年額 124,500円</u></p> <p><u>副団長 年額 93,500円</u></p> <p><u>分団長 年額 66,000円</u></p> <p><u>副分団長 年額 52,000円</u></p> <p><u>部長 年額 46,500円</u></p> <p><u>班長 年額 37,500円</u></p> <p><u>団員 年額 36,500円</u></p> <p><u>機関員 年額 11,500円</u></p> <p>2-5 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に<u>従事した場合には、費用弁償として1回につき2,600円を支給する。</u></p> <p>2 消防団員が公務のために出張したときは、<u>その出張について費用弁償として別表に定める旅費を支給する。</u></p> <p>3 (略)</p>

別表第1（第12条関係）

区分	報酬額（年額）
団長	130,500円
副団長	99,500円
分団長	72,000円
副分団長	58,000円
部長	52,500円
班長	43,500円
団員	42,500円
機関員	11,500円

別表第2（第13条関係）

区分	出動手当額（1回につき）
水火災その他の災害	2,700円
警戒、訓練等	2,600円

別表第3（第13条関係）

(略)

別表（第13条関係）

(略)

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（次項において「施行日」と

いう。) から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条第1項の規定は、施行日以後に出動した職務の出動手当について適用し、施行日前に出動した職務の出動手当については、なお従前の例による。

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正することについて

1 条例改正の背景

消防団員数は全国的に減少傾向が続いており、本市におきましても、令和2年4月1日現在、条例定数416人のところ実員376人となっており、40人不足しております。

近年、全国で多発する地震、台風、集中豪雨、大規模火災等の発生時に、地域の安全・安心を守るために最も身近な存在である消防団は、極めて重要であり、地域防災力の低下を防ぐためにも、消防団員数の減少に歯止めをかける必要があります。

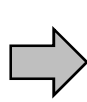
そのため、消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、その継続的な活動の維持を図ることを目的として、報酬及び費用弁償の額を引き上げるため、改正するものです。

2 条例改正の概要

(1) 報酬

団長から団員までの報酬額を一律6,000円引き上げます。

階 級	現行報酬額	改正報酬額	引上額	引上率
団 長	124,500 円	130,500 円	6,000 円	4.8%
副 団 長	93,500 円	99,500 円		6.4%
分 団 長	66,000 円	72,000 円		9.1%
副分団長	52,000 円	58,000 円		11.5%
部 長	46,500 円	52,500 円		12.9%
班 長	37,500 円	43,500 円		16.0%
団 員	36,500 円	42,500 円		16.4%
機 関 員	11,500 円	11,500 円		



(2) 費用弁償

災害時の出動手当額を100円引き上げ、2,700円とします。

(現行)

区分	出動手当額（1回につき）
水火災その他の災害	2,600円
警戒、訓練等	2,600円



(改正)

区分	出動手当額（1回につき）
水火災その他の災害	2,700円
警戒、訓練等	2,600円

3 施行日

令和3年4月1日